

令和2年第1回定例会

請願文書表

令和2年請願第1号

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の
拡充を求める意見書」採択の請願書

請 願 文 書 表

請 願 名	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
受 理 番 号	令和2年請願第1号
受 理 年 月 日	令和2年2月21日
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	東茨城郡茨城町谷田部295 茨城県労働組合総連合 議長 白石 勝巳
紹 介 議 員	伊藤 悦子、金剛寺 博
付 託 委 員 会	環境生活委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>私たちは全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織である茨城県労働組合総連合（茨城労連）です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金引き上げ等の実現をめざして活動しています。</p> <p>昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は27円引き上がり849円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（901円）に比べて52円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では、最低賃金が1,000円を超えています。</p> <p>日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金849円では、憲法25条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。</p> <p>最低賃金の引き上げは、地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えています。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金状態におかれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることに繋がってしまいます。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけです。</p> <p>以上のような理由で、貴議会において茨城県の最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 2. 政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給1,500円に引き上げること。 3. 政府は、最低賃金の引き上げとセットに中小企業への具体的支援策を拡充すること。 	